

国際共同研究支援事業費補助金（歴史国際研究支援事業）
審査基準

平成28年4月4日

国際共同研究支援事業費補助金審査・評価委員会は、以下の審査項目について、それに付記した観点例も踏まえつつ書面審査を行うこととする。

審査項目1：テーマ選定・目標設定の適切性

日本外交及び補助目的を踏まえたテーマ選定の適切性について、以下の観点も踏まえて判断する。

【観点例】

- 日本外交の状況及び補助目的を十分に踏まえた事業となっているか。
- 既存の同種の事業の成果や経験を踏まえた事業になっているか。
- 実施団体の活動の幅を広げ、能力向上につながる事業内容となっているか。
- 実施団体の経験・強みを踏まえた事業となっているか。
- 事業実施に当たっての問題意識、事業を通じて達成したい目標が明確になっているか。また、その問題意識、目標は適切なものであるか。
- 目標の設定に当たっては、P D C Aサイクルが確保されるよう定性的・定量的な指標を設定しているか。

審査項目2：事業内容・実施方法の適切性

事業内容・事業実施方法の実現可能性や卓越性について、以下の観点も踏まえて判断する。

【観点例】

(基礎的情報収集・調査研究)

- 情報源の多様化や研究体制の強化、継続的な基礎情報収集、現地調査の充実及び蓄積作業（データベース作成など）など、情報収集・調査分析を強化するための取組がなされているか。

(海外研究調査機関・有識者の参画・協力・連携)

- 海外調査研究機関・有識者の参画・協力・連携が適切な形で得られており、それらの機関・有識者間とのネットワーク強化及び相互理解促進に資するものになっているか。
- 海外調査研究機関・有識者が参加する国際シンポジウム、国際セミナー及び国際研究会等の実施が確保されているか。

(外交政策立案への貢献)

- 期待される事業の成果が、現実の外交環境も踏まえた現実的な内容になることが期待

されるか。そのために政府関係者を始めとする幅広い分野における実務家との意見交換や議論を行うプロセスを確保する等の事業実施上の工夫がみられるか。

(成果の対外発信・共有)

- ホームページ上でのタイムリーな情報提供・発信など、情報収集・調査分析、国際シンポジウム・国際セミナー・国際研究会及び事業の成果を、適時適切に共有・発信する工夫がなされているか。
- 事業の最終成果が適切な形で出版され、事業の最終成果が事業終了後も長期間かつ一般に広く入手できるようになっているか。

審査項目3：事業実施計画・体制の適切性

事業実施の計画及び体制が現実的かつ優れたものであるか、以下の観点も踏まえて判断する。

【観点例】

- 事業を実施するに十分な人的体制が取られているか。円滑な事業遂行を可能とする能力の高い人材を配置しているか。
- 高い専門性が要求される研究や調査が必要となる場合においては、当該専門性を有する団体と共同でプロジェクトを遂行するなど、所期の計画どおりのプロジェクト成果を生み出すための工夫を行っているか。
- 事業実施計画は十分に練られたものであるか、また、具体的かつ現実的であるか。
- 経費積算が事業内容に対して妥当か。
- 過去に類似のテーマに取り組んだ実績や経験があるか。
- 若手の有望な研究者を組織にリクルートしている、積極的に政策提言や政策分析を行っている、本事業実施が実施団体の知見・経験を深め事業終了後もこれまでになかった新たな視点やアプローチの政府への提示が期待されるなど、組織の今後の成長とそれによる日本外交への有益な貢献が見込まれる組織・体制か。

(了)